

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 7 年版

評価対象材料名

細 目

自動ドア機構

- ① 駆動装置
- ② 検出装置
- ③ 車椅子使用者用便房用駆動装置

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【自動ドア機構 ①駆動装置】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章9節に規定する自動ドア開閉装置のうちの駆動装置とする。

2. 引用している規定

- (1) 標仕 令和7年版
- (2) 日本産業規格

- ・JIS A 1551：2021「自動ドア開閉装置の試験方法」
- ・JIS A 4722：2022「歩行者用自動ドアセッター安全性」
- ・JIS C 60068-2-52：2020「環境試験方法—電気・電子—第2-52部：塩水噴霧サイクル試験方法（塩化ナトリウム水溶液）（試験記号：Kb）」

3. 令和5年度版からの主な改定点

- (1) 記載内容の整理
 - a. 「防錆」の試験内容を、試験方法に移動
 - b. 「防水性」について、必須ではないため、[付帯性能]の文言を追加
 - c. 「電源試験」の試験方法が不明確だったため、追加

4. 令和6年度版からの主な改定点

- (1) 標仕改定による見直し
 - a. 「性能・機構」「耐久性」の規定を、変更

5. その他

- (1) [付帯性能]とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- (2) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- (3) 赤字は、令和5年版からの改定箇所を示す。

評価基準

自動ドア機構 ①駆動装置

1

項 目			品 質 ・ 性 能			備 考
質 量 区 分	開閉方式と適用戸標準質量		開閉方式	適用戸標準質量 (kg)	適用戸の標準寸法 (mm)	
			片引き	120 程度 (120±30)	幅 1,200×高さ 2,400 程度	
				70 程度 (90 未満)	幅 900×高さ 2,100 程度	
			引分け	120 程度 (120±30) ／枚	幅 1,200×高さ 2,400 程度	
				70 程度 (90 未満) ／枚	幅 900×高さ 2,100 程度	
性 能 ・ 機 構	安 全 性 全 般		JIS A 4722 の「5 要求事項」による。			
	耐 電 圧		JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。			
	温 度 上 昇		JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。			
	耐 久 性 (サイクル)		50 万以上で異常がないこと。			
	防 錆 [付帯性能]		試験で、異常がないこと。			
	電 源		AC100V±10% 50/60Hz			
	過 負 荷 保 護		電動機には、過負荷保護を行うこと。			
	防 水 性 [付帯性能]		開閉装置を屋外に設置するか、または、床に埋設する場合は、防水性のある構造とする。			
	凍 結 防 止 措 置 [付帯性能]		申請者の規定による。			
施 工 ・ 調 整 後 の 性 能	開 閉 力 の う ち の 閉 じ 力 (N)		開閉方式	適用戸標準質量 (kg)	開閉力のうちの閉じ力 (N)	
			片引き	120 程度 (120±30)	190 以下	
				70 程度 (90 未満)	130 以下	
			引分け	120 程度 (120±30) ／枚	250 以下	
				70 程度 (90 未満) ／枚	160 以下	
	開 閉 速 度	開速度 (mm/s)	500 以下			
		閉速度 (mm/s)	350 以下 センサー起動の検出範囲が確保出来ない場合は 250 以下			
	手 動 操 作 力 (N)		100 以下			
	反 転 停 止 距 離 (mm)		250 以下			
	絶 縁 抵 抗 (MΩ)		AC100V 回路は、10 以上			

項 目	品 質 ・ 性 能	備 考
試験方法	1. 耐電圧は、JIS A 4722 の 5.2.1 による。 2. 温度上昇は、JIS A 4722 の 5.2.1 による。 3. 耐久性（サイクル）試験は、JIS A 1551 の「7.13 開閉繰返し試験」による。 4. 防錆試験は、JIS C 60068-2-52 の「9 試験」によることとし、試験方法は「9.4.3 試験方法2」による。 5. 電源試験は、周波数 50 および 60Hz において、定格電圧（100V）の 90%および 110%の電圧を加えたときの動作確認を行う。 6. 開閉力のうちの閉じ力試験は、JIS A 1551 の「7.2.1 引き戸の開閉力試験」による。 7. 開閉速度試験は、JIS A 1551 の「7.3.1 引き戸の開閉速度試験」による。 8. 手動操作力試験は、JIS A 1551 の「7.4.1 引き戸の手動操作力試験」による。 9. 反転停止距離試験は、JIS A 1551 の「7.5.1 引き戸の反転停止距離試験」による。 10. 絶縁抵抗試験は、JIS A 1551 の「7.9 絶縁抵抗試験」による。 11. 試験体の戸寸法は、幅 900mm × 高さ 2100mm 程度とする。	

評価基準の説明 【自動ドア機構 ②検出装置】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章9節に規定する自動ドア開閉装置のうちの検出装置とする。

2. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・JIS A 1551：2021「自動ドア開閉装置の試験方法」
- ・JIS A 4722：2022「歩行者用自動ドアセッソー安全性」
- ・JIS B 9704-1：2015「機械類の安全性－電気的検知保護設備－第1部：一般要求事項及び試験」
- ・JIS C 0920：2003「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」
- ・JIS C 60068-2-52：2020「環境試験方法－電気・電子－第2-52部：塩水噴霧サイクル試験方法（塩化ナトリウム水溶液）（試験記号：Kb）」
- ・JIS C 61000-4-3：2012「電磁両立性－第4－3部：試験及び測定技術－放射無線周波電磁界イミュニティ試験」
- ・JIS C 61000-6-1：2019「電磁両立性－第6-1部：共通規格－住宅、商業及び軽工業環境におけるイミュニティ規格」

3. 令和5年度版からの主な改定

（1）記載内容の整理

- a. 「防錆」の試験内容を、試験方法に移動

4. 令和6年度版からの主な改定

（1）標仕改定による見直し

- a. 「タッチスイッチ」の必要性能を、変更
- b. 「車椅子使用者用便房スイッチ」の名称を変更

5. その他

（1）赤字は、令和5年版からの改定箇所を示す。

項目		品質・性能	備考
性能	安全性全般	JIS A 4722 の「5 要求事項」による。	
	放射無線周波電磁界耐性	JIS C 61000-6-1 の「表 1 イミューニティ要求条件 きょう体ポート」の「1.2」および「1.3」を満足すること。	
	耐電圧	JIS A 4722 の「附属書 I（規定）電気的検知保護設備（ESPE）の要求事項」による。	
	防錆 [付帯性能]	試験で、異常がないこと。	
	防滴	起動装置	JIS C 0920 に基づく保護等級 IPX3 を満足すること。
		保護装置	JIS A 4722 の「5.5.8 検知保護装置」の「e）」および「附属書 I（規定）電気的検知保護設備（ESPE）の要求事項」の「I.2.3.4 エンクロージャ」によること。
機構	電源		DC12V±10% および／または DC24V±10% および／または AC100V±10% 50/60Hz 注) これら以外の場合は、製造所の仕様による。
	検出装置の設置位置		引き戸用開閉装置は、設置する検出装置の種類にかかわらず、閉作動中の保護領域を確保するように、設置すること。
	タッチスイッチの位置		床面から中心までの高さを 950 mm 程度とすること。
施工・調整後の性能	センサー起動の検出領域 注) タッチスイッチと併用されて、少なくとも閉作動中は有効となるセンサーにも適用する。		戸の面の前方、1,000 mm 以上 斜め方向から近づく歩行者の動線がある場合の幅は、有効開口幅に、左右両側それぞれ 150 mm を加えた幅以上
	閉作動中の保護領域	戸の面の前方	200 mm 以上
		幅	有効開口幅
		静止体検出時間	30 秒以上
	絶縁抵抗 (MΩ)		AC100V 回路は、10 以上
試験方法	1. 放射無線周波電磁界耐性は、JIS C 61000-4-3 による。 2. 耐電圧は、JIS A 4722 の「附属書 I（規定）電気的検知保護設備（ESPE）の要求事項」による。 3. 防錆試験は、JIS C 60068-2-52 の「9 試験」によることとし、試験方法は「9.4.3 試験方法 2」による。 4. 防滴試験は、JIS C 0920 による。 5. 電源試験は、JIS B 9704-1 による。 6. センサー起動の検出領域は、JIS A 1551 の「7.7 検出範囲試験」による。 7. 閉作動中の保護領域は、JIS A 4722 の「附属書 C」による。 8. 絶縁抵抗は、JIS A 1551 の「7.9 絶縁抵抗試験」による。 9. 試験体の戸寸法は、幅 900mm × 高さ 2,100mm 程度とする。		

検出装置の種類	必 要 性 能				
	放射無線周波電磁界耐性	耐電圧	防 錆 [付帯性能]	防 滴	電 源
光線（反射）センサー	○	○	△	○	○
熱線センサー	○	○	△	○	○
音波センサー	○	○	△	○	○
光電センサー	○	○	△	○	○
電波センサー	○	○	△	○	○
タッチスイッチ 注 1)	○	○	△	○	○
押しボタンスイッチ	－	○	△	○	－
車椅子使用者用便房用操作スイッチ 注 2) 3)	○ 注 4)	○	△	○	○
凡例 ○：必要性能項目、△：任意項目、－：適用しない 注 1)：タッチスイッチの種類は、無線式タッチスイッチ又は光線式タッチスイッチとする。 2)：車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類は、大形（開・閉）押しボタンスイッチ又は非接触スイッチとする。 3)：車椅子使用者用便房用操作スイッチには、使用中表示灯、外部側キースイッチ（緊急時対応）を含む。 4)：車椅子使用者用便房用操作スイッチの放射無線周波電磁界耐性の項目は、非接触スイッチにのみ適用する。					

評価基準の説明 【自動ドア機構 ③ 車椅子使用者用便房用駆動装置】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章9節に規定する自動ドア開閉装置のうちの車椅子使用者用便房用駆動装置とする。

2. 引用している規定

- (1) 標仕 令和7年版
- (2) 日本産業規格

- ・ JIS A 1551 : 2021 「自動ドア開閉装置の試験方法」
- ・ JIS A 4722 : 2022 「歩行者用自動ドアセッター安全性」
- ・ JIS C 60068-2-52 : 2020 「環境試験方法—電気・電子—第2-52部：塩水噴霧サイクル試験方法（塩化ナトリウム水溶液）（試験記号：Kb）」
- ・ JIS C 9335-1 : 2014 または 2023 「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部：通則」

3. 令和5年度版からの主な改定点

- (1) 記載内容の整理
 - a. 「防錆」、「開閉速度」の試験内容を、試験方法に移動
 - b. 「防水性」について、必須ではないため、[付帯性能]の文言を追加
 - c. 「電源試験」の試験方法が不明確だったため、追加

4. 令和6年度版からの主な改定点

- (1) 標仕改定による見直し
 - a. 「適用戸標準質量」の規定の注意書きを、変更
 - b. 「性能・機構」「安全性全般」の規定を、追加
 - c. 「性能・機構」「耐電性」、「温度上昇」、「耐久性」の規定を、変更
 - d. 「補助センサー」の名称と規定を、変更
 - e. 「施工・調整後の性能」「開閉速度」「開速度」、「閉速度」の規定の注意書きを、変更
 - f. 「施工・調整後の性能」「手動操作力」の規定を、変更

5. その他

- (1) [付帯性能]とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- (2) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- (3) 赤字は、令和5年版からの改定箇所を示す。

評価基準

自動ドア機構 ③車椅子使用者用便房用駆動装置

項目		品質・性能		備考
適用戸標準質量		適用戸標準質量 (kg)	適用戸の標準寸法 (mm)	
		100 以下	幅 1,000×高さ 2,100 程度	
		注)：開作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。		
性能・機構	安全性全般	JIS A 4722 の「5 要求事項」による。		
	耐電圧	JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。		
	温度上昇	JIS A 4722 の「5.2.1 一般」による。		
	耐久性 (サイクル)	50 万以上で異常がないこと。		
	防錆 [付帯性能]	試験で、異常がないこと。		
	電源	AC100V±10% 50/60Hz		
	検出装置	閉作動中の保護領域を確保するように、検出装置を設置すること。		
	過負荷保護	電動機には、過負荷保護を行うこと。		
	防水性 [付帯性能]	開閉装置を屋外に設置するか、または、床に埋設する場合は、防水性のある構造とする。		
	凍結防止措置 [付帯性能]	申請者の規定による。		
施工・調整後の性能	開閉力のうちの閉じ力 (N)		130 以下	
	開閉速度	開速度 (mm/s)	400 以下 注)：ガードまたは防護柵を設置しない場合に適用する。	
		閉速度 (mm/s)	250 以下 注)：閉作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。	
	手動操作力 (N)		40 以下	
	反転停止距離 (mm)		150 以下	
	絶縁抵抗 (MΩ)		AC100V 回路は、10 以上	
試験方法	1. 耐電圧は、JIS A 4722 の 5.2.1 による。 2. 温度上昇は、JIS A 4722 の 5.2.1 による。 3. 耐久性 (サイクル) 試験は、JIS A 1551 の「7.13 開閉繰返し試験」による。 4. 防錆試験は、JIS C 60068-2-52 の「9 試験」によることとし、試験方法は「9.4.3 試験方法 2」による。 5. 電源試験は、定格電圧 (100V) に対し、90%および 110%の電圧を加え、作動に異常がないかを確認する。 6. 開閉力のうちの閉じ力試験は、JIS A 1551 の「7.2.1 引き戸の開閉力試験」による。 7. 開閉速度試験は、JIS A 1551 の「7.3.1 引き戸の開閉速度試験」による。なお、開作動時の運動エネルギーは 5J 以下、閉作動時の運動エネルギーは 3J 以下とする。 8. 手動操作力試験は、JIS A 1551 の「7.4.1 引き戸の手動操作力試験」による。 9. 反転停止距離試験は、JIS A 1551 の「7.5.1 引き戸の反転停止距離試験」による。 10. 絶縁抵抗試験は、JIS A 1551 の「7.9 絶縁抵抗試験」による。 11. 試験体の戸寸法は、幅 900mm × 高さ 2,100mm 程度とする。			